金沢テクノパーク分譲予約要領

令和 4 年 6 月 21 日 改正 令和 4 年 9 月 15 日

改正 令和4年12月15日

金沢テクノパーク分譲地の分譲予約については、次の要領により取り扱うものとする。

1 分譲予約地

- (1) 分譲予約地の募集面積は、北陽台1丁目1番地と2番地の一部の二筆の面積を合計した約28,817.59㎡から再整備に伴い設置する公共施設用地を除いた面積とし、原則3,000㎡以上の面積で区画を分割できるものとする。
- (2) 分譲予約地は、原則として開発行為の完了後の分筆・合筆登記により、地番及び面積が確定するものとする。
- (3) 分譲予約地の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

2 分譲価格

- (1) 分譲価格は、1 m³当たりの単価(以下「単価」という。) に当該区画の確定 測量後の面積を乗じたものとする。
- (2) 単価は、分譲開始時までに、分譲区画地の状況に応じて、基準地、二方路・三方路の区画、不整形の区画等に区分して定めるものとする。

3 分譲の対象者

分譲の対象者は、次の(1)及び(2)に該当し、原則、施設において地下水を使用しない者で、市長が認めるものとする。

- (1) 事業経営の経験が1年以上の者(子会社が事業を行う場合にあっては、親会社の事業経営の経験が1年以上の者)
- (2) 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例(平成3年3月26日条例第4号)第3条に規定する高度技術工場、地域拠点工場、試験研究所 又は特定製造工場を設置しようとする者
 - ※特定製造工場について
 - 一般製造業のうち、機械、金属、情報通信技術に関連する事業の用に供する工場をいう。

4 分譲地の使用制限

- (1) 操業開始から5年間は工場等建設計画書に記載する用途に供すること。
- (2) 売払物件の引き渡しを受けた日から3年以内に操業を開始すること。
- (3) 売払物件の引き渡しを受けた日から5年間は、その所有権を第三者に譲渡し、又は売払物件を第三者に貸し付けしないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

5 申込方法

- (1) 分譲予約の申込をしようとする者は、次の①から⑦の書類を市長に提出しなければならない。
 - ① 金沢テクノパーク分譲予約申込書(別記様式1)
 - ② 納税証明書(固定資産税、法人市民税、事業所税)
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(別記様式2)
 - ④ 直近2年間の決算報告書
 - ⑤ 企業概要書 (パンフレット等)
 - ⑥ 法人登記事項証明書
 - ⑦ 定款等の写し
- (2) 申込受付期間は、令和4年12月15日(木)からとする。なお、郵送で申し込む場合は、「特定記録郵便」で送付すること。
- (3) 受付場所(窓口)

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎5階(〒920-8577) 金沢市経済局 企業立地課

連絡先 電話 076-220-2225

6 譲受予定人の決定

(1) 決定方法

分譲予約申込の先着順に業種等を審査のうえ、分譲地の譲受予定人を決定する。同日中に複数の申込みがあった場合は、全て同着とし、抽選により先着順を決定し、業種等を審査のうえ譲受予定人を決定する。なお、郵便による申込みは、金沢市役所到着日を受付日とする。

譲受予定人の決定は、後日書面にて行う。

なお、選定の経過等に関する問い合わせ及び異議等には、対応しない。

- (2) 主な審査項目
 - ① 事業内容に関すること
 - ② 雇用に関すること
 - ③ 周辺環境への影響に関すること
 - ④ 現在の経営状況
 - ⑤ 今後の事業展開

7 譲受予定人の決定の取消し

市は、譲受予定人が次に掲げる行為を行ったときは、譲受予定人の決定を取消しすることができるものとする。

- ① 申込書類に虚偽の記載があったとき
- ② 社会的な信用を著しく失墜させる行為をしたとき

8 分譲予約の辞退

譲受予定人が分譲予約を辞退するときは、金沢テクノパーク分譲予約辞退届 (別記様式3)を市長に提出しなければならない。

9 分譲開始の予定時期

分譲開始は、原則として令和6年4月以降の予定とする。

10 譲受人の決定

譲受人の決定については、分譲予約の内容を尊重のうえ、別に分譲要領を定めて行うものとする。

11 契約の締結

- (1) 譲受人の決定後、速やかに土地売買契約(以下「売買契約」という。)を締結するものとする。
- (2) 売買契約の締結方法は本市で定めたものとし、それに要する経費は譲受人の負担とする。

12 分譲代金の納付

分譲代金は、売買契約と同時に分譲価格の1割相当額を、また残額を契約日から50日以内に納付しなければならない。なお、所有権移転前の工事着手はできない。

13 所有権移転登記

所有権移転登記は土地売買契約を締結し、分譲代金が完納された後に、市が嘱託により行うものとする。登記に要する登録免許税等の諸経費は譲受人の負担とする。

14 工場等の建設及び操業に係る制限

譲受人は、工場等の建設及び操業に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 金沢市環境保全条例(平成9年条例第55号)及び関係法令に基づく公害防止措置を講じること。
- (2) 地区計画を遵守すること。
- (3) 金沢テクノパークとその周辺の良好な環境を保全し、地域住民の健康を保護するため、環境保全協定を本市と締結すること。

15 その他

この要領に定めるもののほか、金沢テクノパーク分譲地の分譲予約に関し、 必要な事項は、市長が別に定める。